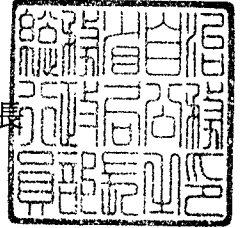


総行公第21号

平成23年3月22日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長



東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東北地方太平洋沖地震による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をしていただいているところですが、今後の被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するために、今後とも支援が必要と思われるところです。

つきましては、各地方公共団体においては、今後とも、職員の派遣について、格別のご支援、ご協力をお願いします。

職員を派遣する場合の取扱いにつきましては、既に多くの場合、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）がとられているところですが、当部としても、このような対応は適当と考えております。

また、地方公共団体の被災地域への応援に要する経費につきましては、特別交付税措置を講じることとしておりますので申し添えます。

なお、今後、中長期にわたって職員を派遣する場合には、地方自治法第252条の17に規定する職員の派遣によることが適当であると考えておりますので、併せて申し添えます。

あわせて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨伝達していただくようお願いします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、清水

電話 03-5253-5542

FAX 03-5253-5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp